

プレスリリース [2025 年 3 月 13 日]

(計 5 枚)

町田市経営会議（1 月 28 日、2 月 17 日開催）の概要について

市では、市民から信頼される行政運営及び市民すべてが希望の持てる都市の実現を目指し、市の経営方針の決定と的確な政策判断を行うために町田市経営会議を設置しています。

この度、別紙のとおり会議の概要を取りまとめましたのでお知らせします。

なお、会議の概要は、町田市ホームページでも公表しています。

■ 1 月 28 日の経営会議の議題**① 「（仮称）町田市文化芸術のまちづくり計画」の策定について**

（文化スポーツ振興部）

■ 2 月 17 日の経営会議の議題**② 「町田市職員人材育成総合プラン 25-29」の策定について**

（総務部）

■ 本件に関するお問い合わせ先**【議題の内容の関すること】**

①文化スポーツ振興部文化振興課 課長 山田 Tel 042-724-2184

②総務部職員課 課長 伊藤 Tel 042-724-2199

【経営会議に関すること】

政策経営部経営改革室 課長 谷 Tel 042-724-2503

2025年1月28日の経営会議の概要について

開催日時	2025年 1月28日（火） 午前10時00分～午前11時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	文化スポーツ振興部文化振興課
案 件 名	「（仮称）町田市文化芸術のまちづくり計画」の策定について
実施期間	2026年4月～2035年3月
法令根拠	文化芸術基本法
対 象 者 （お客様）	・町田市民、町田市に関わる方や訪れる方
案件概要	町田市は「まちだ未来づくりビジョン2040」において、「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむまち」になるという目標を示したところです。そこに至るプロセスを示した文化芸術推進計画及び文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進計画として、新たに策定するものです。 関係法令においては、2017年に文化芸術基本法が改正され、各自治体の文化芸術推進計画の立案が努力義務となりました。2023年には文化庁の第2期文化芸術推進基本計画が閣議決定し、文化芸術の価値を社会・経済全体の発展に結びつけることが目標になりました。また、2018年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行や「文化財保護法」改正、2020年の「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」施行、2022年の「博物館法」改正等においても、文化芸術を単体で推進するだけではなく、他の分野と有機的に連携して推進することが求められています。 町田市では、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指した「町田市子どもにやさしいまち条例」で、様々な芸術、文化及びスポーツに触れ親しむことを、子どもが健やかで豊かに成長するために保障される権利としています。現在進めている町田駅周辺の再開発においても、新たな賑わいを創出すべくエンターテインメントの要素を取り入れたまちづくりを掲げており、文化芸術の視点は欠かせないものとなっています。 こうした動向を受け、他の分野と連携して文化芸術を推進し、誰もが文化芸術を楽しむことにより、市民の文化芸術への関心を高め、また、町田への愛着やまちのにぎわいにつなげる必要があります。 計画においては、「文化芸術を育み 笑顔咲くまち ～町田でLet's stART～」を目指す姿とし、これを実現するために基本方針を「きっかけをつくる」「場をつくる」「継承する」「共に創る」として定めます。

主な意見	○基本方針３「継承する」について、伝わりやすい表現とすること。 ○本計画の「対象者」について、伝わりやすい表現とすること。 ○子どもの意見を本計画に反映すること。 ○本計画に、新たな文化芸術の要素を含めること。 ○本計画を特徴づけるリーディングプロジェクトを検討すること。 ○その他、指摘された文言を整理すること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<構成員> 石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、広報担当部長兼広報課長、総務部長 <幹事> 企画政策課長、秘書課長、総務課長、財政課長 <説明者> 文化スポーツ振興部長、文化振興課長、文化振興課担当者 生涯学習部長、生涯学習総務課長

2025年2月17日の経営会議の概要について

開催日時	2025年2月17日（月） 午前9時00分～午前10時00分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認、素案の承認
所管部課	総務部職員課
案 件 名	「町田市職員人材育成総合プラン 25-29」の策定について
実施期間	2025年4月 ～ 2030年3月
法令根拠	（１）町田市職員人材育成推進計画（旧：町田市職員人材育成基本方針） ◆地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（1997年11月14日付け自治整第23号） ◆人材育成基本方針策定指針の改正について（2023年12月22日付け総行給第71号・総行公第130号・総行情第111号） （２）町田市特定事業主行動計画 ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年法律第64号） ◆次世代育成支援対策推進法（2003年法律第120号） （３）町田市職員障がい者活躍推進計画 ◆障がい者の雇用の促進等に関する法律（1960年法律第123号）
対 象 者 （お客様）	（１）町田市職員（正規職員）、未来の町田市職員（職員採用試験受験者等） （２）・（３）町田市全職員
案件概要	【策定理由】 職員課で個別に進行管理してきた3つの人事関連計画等（「町田市職員人材育成基本方針（第4期）」、「町田市特定事業主行動計画（第4次）」及び「町田市職員障がい者活躍推進計画」）は、2024年度末でそれぞれの取組期間（※）を終了します。 ※町田市職員障がい者活躍推進計画は、取組期間を2025年度末までとしています。が、「町田市職員人材育成総合プラン 25-29」の策定に合わせ、1年前倒しして取組期間を終了します。 これまで3つの人事関連計画等に基づき、「職員の能力開発や組織全体で人を育てていく風土の醸成」、「仕事と家庭の両立やキャリアに対し前向きな選択ができるなどの職員が働きやすい職場環境の整備」、「障がいの有無に関わらず全ての職員が互いに尊重し活躍できる職場の実現」に取り組み、一定の成果をあげてきました。 一方、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等の大きな変化により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化しています。また、今後、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約され

	ること等が想定されます。 将来の予測が困難な“不確実性の高い時代”が到来している中で、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応した市政を継続的に経営していくためには、職員の採用・育成、職場環境づくりといった組織・人事施策に総合的に取り組んでいく必要があります。 3つの人事関連計画等の改定にあたり、職員意識調査やオフサイト・ミーティング、全庁意見募集にて職員の意見を収集し、それぞれの課題を抽出したところ、課題に共通項があり、3つのカテゴリー（選ばれる職場、成長できる職場、働きやすい職場）に分類することができました。そこで、3つの人事関連個別計画の取組を一体的に行うことで、付加的な効果（シナジー効果）が生まれ、これまで以上の取組成果が期待できると考え、「町田市職員人材育成総合プラン 25-29」を新たに策定することとしました。 本プランを推進することにより、職員一人ひとりが自律し、能力を最大限発揮できるような組織を目指します。 【策定内容】 本プランは、基本コンセプトと個別計画で構成されます。基本コンセプトには「ビジョン（めざす職員像）」と「3つの方針（選ばれる職場、成長できる職場、働きやすい職場）」を示し、個別計画は「町田市職員人材育成推進計画」「町田市特定事業主行動計画」「町田市職員障がい者活躍推進計画」を指します。 個別計画は、「3つの方針」に向かって各施策に取り組み、「ビジョン（めざす職員像）」を実現します。 なお、本プランの取組期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。
主な意見	○戦略的な指標として、女性の係長選考の受験率を掲げ、達成に向けた取組を進めること。 ○選ばれる職場や成長できる職場に向けて、多様な働き方を提示すること。 ○障がい者の雇用促進に向けて、速やかに取り組むこと。 ○本プランの実施により、自分の考え方を持った職員の育成に努めること。
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<構成員> 石阪市長、榎本副市長、櫻井副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、財務部長、広報担当部長兼広報課長 <幹事> 企画政策課長、秘書課長、総務課長、法制課長、財政課長 <説明者> 総務部長、職員課長、職員課担当者